

制限付一般競争入札について

建設工事に係る制限付一般競争入札の参加希望者を次のとおり公募する。

令和8年7月24日

士別市長 渡 辺 英 次

1. 入札に付する工事の内容

- (1) 工事番号 56号
- (2) 工 事 名 士別下水処理場機械設備更新工事
- (3) 工事場所 士別市西5条10丁目
- (4) 工 期 令和8年8月25日から令和9年3月19日まで
- (5) 工事概要 機械設備更新 一式
- (6) 予定価格 事後公表とします（開札の結果、落札に至らない場合は直ちに初度の入札参加者で再度の入札（1回）を行います。）

2. 入札参加資格要件等

入札参加希望者は、次に掲げる要件を満たす**特定建設工事共同企業体**（以下「共同企業体」という。）であること。

(1) 共同企業体の要件

- ア 本工事は、共同企業体の各構成員が一体となって工事を施工する「共同施工方式」で実施するものであること。
- イ 構成員の数は、2社又は3社とし、共同企業体の代表者1社と代表者以外の構成員1社又は2社の組合せとする。
- ウ 共同企業体は、自主結成方式とする。ただし、共同企業体の構成員は、本工事の他の共同企業体の構成員になることはできない。

(2) 共同企業体の構成員の要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- イ **令和7年度・令和8年度士別市建設工事等入札参加資格者名簿の「管工事」**に登載されている者であること。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされているものについては、手続開始後の士別市競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- エ 本工事の入札執行の日までの間に、士別市競争入札参加資格及び指名基準に関する要綱（平成17年9月1日告示第6号）に基づく排除又は指名停止を受けてない者であること。（排除又は指名停止を受けたが、既にその停止期間を経過している者を含む。）
- オ 本工事の入札に参加しようとする者及び本工事に係る設計業務等の受託者との間に、次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

(a)親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(b)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(a)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(a)一方の会社の取締役等が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合

(b)一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記の①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- カ 本工事請負契約締結後に、当該工事に係る附帯工事が発生した場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号の規定に基づく別途工事請負契約を受託することができる者であること。

(3) 代表者の資格要件

- ア **令和7年度・令和8年度士別市建設工事入札参加資格者名簿の「管工事」の「A等級」**に格付けされている者で、士別市内に本店又は建設業法に基づく許可を得た営業所等を有している者であり、仕様書どおりの施工ができ、同種における工事の実績があること。
- イ **「管工事」に係る監理技術者資格又は主任技術者資格を有する自社の技術者を工事現場に専任で配置**できる者であること。
- ウ 代表者の出資比率は他の構成員を下回らないこと。

(4) 代表者以外の構成員の資格要件

- ア **令和7年度・令和8年度士別市建設工事入札参加資格者名簿の「管工事」の「A等級」又は「B等級」**に格付けされている者で、士別市内に本店又は建設業法に基づく許可を得た営業所等を有している者であり、仕様書どおりの施工ができ、同種における工事の実績があること。
- イ **「管工事」に係る監理技術者資格又は主任技術者資格を有する自社の技術者を工事現場に配置**できる者であること。
- ウ 構成員の最低出資比率は、2社の場合は10分の3以上、3社の場合は10分の2以上とする。

3. 入札の参加申請（参加希望者は、次の書類を提出しなければならない。）

（1）申請書等

- ア 制限付一般競争入札参加申請書 2部（受付印を押印し、1部返却）
- イ 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び協定書 1部
- ウ 配置予定技術者調書及び資格者証の写し（構成員ごと） 1部
※技術者は建築業法に基づき、配置しなければならない。
- エ 類似工事施工実績調書（構成員ごと） 1部
- オ 類似工事施工実績を証明する書面（構成員ごと・契約書の写しなど） 1部

（2）申請書の入手方法

士別市のホームページにおいてダウンロードできる。

（3）受付期間

公告の日から令和8年8月5日（水）までの午前9時00分から午後4時00分までとする。ただし土曜日、日曜日及び祝祭日を除くものとする。

（4）受付場所

士別市東6条4丁目1番地 士別市総務部財政課

（5）提出方法

持参提出とすること（郵送又は電送によるものは受け付けない。）

（6）入札参加資格の確認

申請書等を受理した者のうち入札参加資格のない者には、令和8年8月10日（月）までにその理由を記載した文書により通知する。

4. 設計図書の閲覧等

（1）閲覧期間及び時間

公告の日から令和8年8月24日（月）までの土曜日・日曜日及び祝祭日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

（2）閲覧場所

士別市役所工事閲覧室（2階）

（3）設計図書に対する質問

ア 所定又は任意の質疑書により総務部財政課契約管財係へ持参提出すること。

イ 質疑書は、閲覧期間の翌日から、令和8年8月10日（月）までの受付を原則とする。なお、受付期間後に質疑が生じた場合は、総務部契約管財係へ連絡すること。

ウ 質疑書への回答は、受付後3日以内（土曜日・日曜日及び祝祭日を除く）を前提に随時回答する。

ただし、回答に時間を要する場合はこの限りではない。

エ 質疑及び回答内容は、当該入札参加申請業者に文書で通知する。

5. 入札の執行日時及び場所

（1）日時：令和8年8月25日（火）午前9時30分

（2）場所：士別市役所会議室201

6. 入札方法等

（1）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満切捨）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（2）郵便による入札は認めない。

（3）当該入札においては、地方自治法施行例第167条の10第1項の規定を適用し調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、落札者の決定を保留し、低入札価格調査委員会の審査を受けた後決定する。

7. 入札保証金

免除する。

8. 契約保証金

免除する。

9. 契約書作成の要否

必要とする。

10. 支払条件

（1）前金払 有（契約金額の4割以内。）

（2）中間前金払 有（契約金額の2割以内。）

（3）部分払金 無

11. 入札の中止等

（1）入札までの間にやむを得ない事由のため、当該工事の入札を延期又は中止することがある。

12. 再資源化に要する経費

本工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事である場合は、再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積った上で入札を行うこと。

13. 入札の無効

公示した入札参加希望者の要件に該当しない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札、士別市建設工事競

争入札心得において示した入札に関する条件に違反した者の入札は無効とする。

14. その他

- (1) 入札参加者は、士別市契約事務に関する規則、士別市建設工事競争入札心得その他関係法令等を遵守すること。
- (2) 建設工事等発注計画は市ホームページで公開していますのでご参照下さい。(発注時期、概算額等)
- (3) 不明な点については、士別市総務部財政課契約担当（電話0165-26-7785）に照会のこと。
- (4) 本工事の設計にかかる労務単価の取り扱いについては、「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について」を参考に積算して下さい。